事業者排出量削減報告書

(宛 先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			令和3年6月29日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
東京都千代田		報告者の氏名(法人にめつては、名称及び代表者名) 株式会社 NTTドコモ						
7177781		代表取締役社長 井伊 基之						
			電	話 03- 515	56 -1111			
主たる業種	通信業							
上にる末年				細分類番号	3 7	2 1		
] 第12条第1項第1号						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	□ 第12条第1項第2号又は第3号						
		□ 第12条第 1 項第 4 号						
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで							
基 本 方 針	24PECULVATO							
計画を推進するた めの体制	NTTドコモグループ環境マニュアル(IS014001) に従い、環境目的・目標を設定し、専門部会を設置し、通信設備電力の抑制等により、CO2削減に向け取り組んでいます。							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	增源	或 率	
	事業活動に伴う排出の量	21, 229. 7 トン	21, 302. 4 トン	h>		0.4	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19, 448. 8 トン	21, 302. 4 トン	トン	トン	9. 5	パーセント	
	実績に対する自己評価。 通信37の拡大、並びに通信品質の向上にむけ取り組んでおり、通信設備のECO化の推進、及び省電力基地局設備の積極導入(更改)等を実施しているが、基地局数等の増加に伴い、温室効果ガスの排出量は、増加傾向にある。							
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す 原 単 位 の 指 標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減	載 率	
	通信設備 事業活動に伴う排出の量 (装置数)	2.81	2. 75	(0) 1/2	(1) 1/2	-2. 14	パーセント	
	事業活動に伴う排出の量						パーセント	
	実績に対する自己評価	上記のとおり設備	数は増加傾向にある	▲ るが、より省電力な	は設備を開発/導入を	を進めている	٥	
		基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	備	考	
重点的に実	き施する取組の実施状況	(1)年度 100.0 パー ポント	(2)年度	(3)年度	(4) 年度	2114		
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度		271	セント ケン調担 産品 完め	セント			
	(3) 年度	率電源装置への更改、空調温度設定の適正化を行う。 率電源装置への更改、空調温度設定の適正化を行う。						
	, , , , , ,							
	(4) 年度	率電源装置への更改、空調温度設定の適正化を行う。						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し た措置	措置の内容弊社では、		マイカー通勤は認められておりません					
	上記の措置を実施した結果に対する 自己評価 社内ルール							
			上順守しています					
		第1年度	第 9	年度	第3年度			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	夕 分	(2)年月		年度	(4) 年度	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力 又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるも の		トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収 の量の購入によるもの		トン	トン	トン			
	合計	0.0	トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・ICTサーピスの提供を通じて積極的に環境負荷低減に貢献する事業を推進します。 ・事業活動全般において、温室効果ガスの排出を抑制すると共に、有害物質の適正管理、3Rの推進 (リデュース、リュース、リサイクル)による省資源化を推進します。							
動	ハル ェ ハ、ハ・ハ・ハナイソルルパーよ 公省 貝 (你)	して推進しまり	0					

- 注 1 該当する \square には、u印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、u印の記入は不要です。
 - 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 - 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

特

記 事

項

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で 定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。